訓令

埼玉県代表監査委員 訓令第一号埼 玉 県 監 査 委 員

ように定める。 埼玉県監査事務局事務 の専決及び代決に 関する規程 \mathcal{O} 部を改正する訓令 次 \mathcal{O}

令和二年三月二十四日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 高 橋 政 雄

4県代表監査委員 山 本 光 紀埼玉県監査委員 新 井 一 徳

埼玉 県 代表監査委員 光

埼玉県監査事務局事務の 専決及び代決に関する規程 \mathcal{O} 部を改正する 訓 令

埼玉県監

代

表監

玉県監査事務局事 務の専決及び 代決 に関する規程 昭昭 和 五十 九 年

查委員

訓令第一号)の一部を次のように改正する。

查委員

め、 を「15」に改め、 13 六条第二項におい 別表第一の 中「配偶者同行休業条例において準用する場合を含む。」を「配偶者同行休業条例 17 中 50を削除する。二事務局の 「 23 を 般の 同欄 て準用する場合を含む。」 事務の事務局長専決事項 27 に改め、 中 -22 _ 職員の服務等に関する事務 同 を「 欄 18 中 23 に改め、 10 に改める。 0 を 欄 $\frac{1}{9}$ 14 同欄 中 34 に改 の事務局長専決事項の欄 24 中 め、 を \neg 29 同欄 25 _ を 21 30 中 改 \otimes に改 16 同

附則

この訓令は、公布の日から施行する。